

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 8 月 4 日

株式会社 **BuySell Technologies**

株式会社フォーナイン

株式交換に関する事後開示事項

2022年8月4日

(株式交換完全親会社)

東京都新宿区四谷四丁目28番8号PALTビル

株式会社BuySell Technologies

代表取締役社長 岩田 匡平

(株式交換完全子会社)

東京都千代田区神田松永町19番地

株式会社フォーナイン

代表取締役 今井 亮一

株式会社BuySell Technologies（以下「BuySell社」といいます。）と株式会社フォーナイン以下「フォーナイン社」といいます。）は、2022年6月30日付けで締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年8月4日を効力発生日として、BuySell社を株式交換完全親会社とし、フォーナイン社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年8月4日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

フォーナイン社の株主から、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

フォーナイン社は、会社法第785条第3項の規定により、2022年7月14日付けで、フォーナイン社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるBuySell社の商号及び住所を通知致しましたが、会社法第785条第1項による株式の買取請求を行ったフォーナイン社の株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

BuySell 社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2022 年 7 月 14 日付けで、BuySell 社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるフォーナイン社の商号及び住所を電子公告にて公告致しました。なお、BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、BuySell 社に移転したフォーナイン社の株式の数は、200 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上